

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める
「くろまぐろ」について

(第5管理期間)

平成31年2月5日公表

平成〇年〇月〇日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針

- 1 くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に大韓民国やメキシコ等の他国により漁獲されたものもその多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国であること、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることから、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。
- 2 我が国周辺水域を含む中西部太平洋のくろまぐろ資源の保存管理は、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（以下「ISC」という。）の資源評価結果に基づき行われており、平成26（2014）年には、平成27（2015）年以降の措置として、以下の内容が決められたところである。
 - (1) 現在の親魚資源量を、平成36（2024）年までに、少なくとも60パーセントの確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
 - (2) 30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）の漁獲量を平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量から50パーセント削減する（超過量は翌年の漁獲上限から差し引く）。
 - (3) 30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）の漁獲量を平成14（2002）年から平成16（2004）年までの平均漁獲量から増加させない（超過量は翌年の漁獲上限から差し引く）。
 - (4) 加えて、平成28（2016）年には、翌年より平成32（2020）年まで、小型魚の漁獲上限から大型魚の漁獲上限への振替を可能とすることが決められた。
 - (5) また、平成30（2018）年には、平成31（2019）年から、当該年の漁獲上限のうち未利用分（当該年の漁獲上限の5%まで）は翌年への繰越しを可能とすることが決められた。
- 3 我が国は、WCPFCの決定を踏まえ、平成22（2010）年から管理強化に取り組んできており、前述のWCPFCにおける平成27（2015）年以降の措置を踏まえ、平成27年1月からは、小型魚の漁獲上限は4,007トン、大型魚の漁獲上限は4,882トンとし、特に小型魚については、沖合漁業は漁法別、沿岸漁業は全国を6ブロックに分けて管理を開始した。

平成 27 (2015) 年から始まる第 1 管理期間における漁獲量は、漁獲上限内に収まったものの、北海道・東北地方の定置漁業を中心に配分量の消化が進み、一部地域（太平洋北部ブロック）においては配分量を超過した状況となった。国際合意を果たすためには今後法規制による厳格な数量管理体制の構築が必要となり、平成 28 (2016) 年から始まる第 2 管理期間においては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「資源管理法」という。）の漁獲可能量（TAC）制度を念頭に置いた「くろまぐろ型 TAC」の試験実施として、国の基本計画（試行版）や都道府県別の管理計画（試行版）を作成するとともに、定置漁業で全国規模の共同管理を設ける等の柔軟な管理策の構築に取り組んだ。平成 29 (2017) 年から始まる第 3 管理期間においても第 2 管理期間に引き続き「くろまぐろ型 TAC」の試験実施に取り組んだ。

また、漁獲量に基づく管理に加えて沿岸クロマグロ漁業の管理体制の強化も進めてきた。平成 23 年に曳き縄漁業等へ届出制を導入し、平成 26 年には届出制から承認制へ移行するとともに広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入した。

- 4 このような中、広域漁業調整委員会の承認を得ずにくろまぐろ操業を行ったり、操業自粛の要請と指導を行ったにも関わらずくろまぐろの漁獲を続けたりする事例が発生したことを踏まえ、平成 30 (2018) 年から始まる第 4 管理期間からは、管理の体制をこれまでの試験実施から資源管理法に基づく漁獲可能量（TAC）制度に移行することとし、本基本計画においては同法に基づきくろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定することとした。

※管理期間について

管理期間	大臣管理漁業 ^(注2)	知事管理漁業 ^(注3)
第 1 管理期間	平成 27 (2015) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 27 (2015) 年 1 月 1 日から平成 28 (2016) 年 6 月 30 日まで
第 2 管理期間	平成 28 (2016) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 28 (2016) 年 7 月 1 日から平成 29 (2017) 年 6 月 30 日まで
第 3 管理期間	平成 29 (2017) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 29 (2017) 年 7 月 1 日から平成 30 (2018) 年 6 月 30 日まで
第 4 管理期間 ^(注1)	平成 30 (2018) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 30 (2018) 年 7 月 1 日から平成 31 (2019) 年 3 月 31 日まで
第 5 管理期間 ^(注1)	平成 31 (2019) 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 32 (2020) 年 3 月 31 日まで

(注 1) 沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第 4 管理期間は平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 9 か月間とすることとし、第 5 管理

期間からは沿岸漁業の管理期間を4月から翌年3月までの期間に移行する。

(注2)「大臣管理漁業」は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「大臣許可省令」という。)第1条第2項各号に掲げる漁業をいう。

(注3)「知事管理漁業」は、漁業法(昭和24法律第267号)第6条第1項の漁業権に基づき営む漁業又は同法第65条第1項若しくは第2項若しくは水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項若しくは第2項の規定に基づく規則により都道府県知事の免許、許可その他の処分を要する漁業をいう。

第2 くろまぐろの動向に関する事項

平成30(2018)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2011)年以降はゆっくりと回復していることが確認された。

加入量については、上述のISCが行った資源評価の結果によると、平成26(2014)年は過去最低水準とされたが、平成28(2016)年は不確実性が高いものの歴史的平均値を上回る水準と推定された。また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報(平成30(2018)年10月及び12月)によると、平成30(2018)年の南西諸島海域生まれの加入量は、前年(平成29(2017)年)の同海域生まれの加入量を下回るが、調査を始めた平成23(2011)年以降では高水準である可能性が高く、同年の日本海生まれの加入量は、これまでの調査期間(平成25(2013)年～平成29(2017)年)の中では高水準である可能性が高い。

なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。

第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項

1 くろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以下のとおりとする。ただし、漁獲上限に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能量の改定を行うものとする。

(1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量(250トン)を減じた数量(3,757トン)とする。このうち配分を留保する数量を287.4トンとする。

(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量(4,882トン)に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量(250トン)を加えた数量(5,132トン)とする。このうち、配分を留保する数量を125.8トンとする。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第5管理期間	8,889 トン
小型魚	第5管理期間	3,757 トン
大型魚	第5管理期間	5,132 トン

2 上表の漁獲可能量は以下の変更があった場合はこれに応じた数量にするものとする。また、配分量については以下の考え方に応じた数量とする。

(1) 第4管理期間の超過量の差引き

第4管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第4管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第5管理期間の漁獲可能量は原則として当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚及び大型魚ごとに差し引くものとする。

なお、大臣管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、差引きにより配分量が実質0トンとなる漁業種類については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

また、知事管理漁業については、第4管理期間の超過量は第5管理期間から原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。また、過去の管理期間の超過数量の分割差引きは第4管理期間での対応と同様に、第3管理期間の超過数量は原則一括差引き、第2管理期間の超過数量は配分量の2割を上限に差し引くこととし、差引きにより配分量が実質0トンとなる都道府県については混獲管理のための数量を一定数量配分する。

(2) 小型魚から大型魚への振替

小型魚の配分量から大型魚の配分量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第5管理期間の漁獲可能量は当該配分量の振替を反映した量とする。

(3) 獲り控えた数量の上乗せ

漁獲可能量を超えるおそれがある旨が公表され、知事管理漁業又は大臣管理漁業において獲り控えを行い配分量より採捕数量が少なくなった場合は、当該管理期間終了後1か月以内に配分量と採捕数量の差分（以下「上乗せ対象量」という。）を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、翌管理期間の配分量は、当初配分量に上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は上乗せ対象の管理期間の配分量から差引きする超過数量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

漁獲データが資源評価の指標に用いられている特定の漁業については、将来の漁獲上限の増大を図る観点からも、ある程度の自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠である。このため、

ア 一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）

イ はえ縄漁業（近海かつお・まぐろ漁業）（親魚資源量の指標算出に使用）

に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乘せ配分する。

なお、精度の高いデータ収集が可能となるよう、管理する団体や都道府県において期間別管理の実施や配分の留保など、管理方法を工夫することとし、それでもなお資源の増大等によりデータの収集には配分した数量では不十分な場合は、必要な数量を国の留保から追加配分することができるものとする。

（５）漁獲可能量の未利用分の繰越し

上表の漁獲可能量のうち未利用分については、我が国の漁獲上限（小型魚 4,007 トン、大型魚 4,882 トン）の 5% を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

（６）水産政策審議会への報告

（１）から（５）の規定により漁獲可能量又は配分量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。

第４ くらまぐろの漁獲可能量のうち大臣管理漁業の種類別に定める数量に関する事項

１ 第３の１の表に掲げるくらまぐろの第５管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

第１種特定海洋生物資源	大臣管理漁業の種類	数量（トン）
くらまぐろ（小型魚）	大中型まき網漁業	1,500
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62.0
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0
くらまぐろ（大型魚）	大中型まき網漁業	3,063.2
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	362.6

	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	9.4
--	---------------------------	-----

2 漁獲可能量の改定による上表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上表を改定するものとする。

3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による大臣管理漁業の配分量の変更がある場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、上表の大臣管理漁業の配分量は当該変更を反映した量とする。

4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の大臣管理漁業の配分量が消化されていない場合は、上表の大臣管理漁業の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。

5 大臣管理漁業の配分量の融通による上表の改定

上表の大臣管理漁業と第5の都道府県との間の配分量の融通及び同表の大臣管理漁業の間の配分量の融通について関係者間の協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の配分量は当該融通を反映した量とする。

6 留保の配分

留保から追加配分を行った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の大臣管理漁業の配分量は当該追加配分を反映した量とする。

7 大臣管理漁業の配分量の未利用分の繰越し

上表の大臣管理漁業の配分量のうち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

8 水産政策審議会への報告

3から6までの規定により大臣管理漁業の配分量が変更された数量となった場合は、その旨を水産政策審議会に報告するものとする。

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

- 1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）は、次表に定めるとおりとする。

なお、本数量は第3管理期間における獲り控え数量の上乗せ並びに第2管理期間及び第3管理期間における超過数量の差し引きを反映した数量となっている。

(1) 小型魚

都道府県名	数量（トン）
北海道	11.3
青森県	298.9
岩手県	55.4
宮城県	53.5
秋田県	21.0
山形県	10.3
福島県	8.3
茨城県	19.4
千葉県	50.4
東京都	9.9
神奈川県	34.4
新潟県	51.2
富山県	88.8
石川県	80.8
福井県	19.7
静岡県	26.0
愛知県	0.1
三重県	25.9
京都府	17.3
大阪府	0.1
兵庫県	2.2
和歌山県	23.6
鳥取県	1.9
島根県	79.0
岡山県	0.1

広島県	0.1
山口県	87.0
徳島県	8.0
香川県	0.1
愛媛県	9.4
高知県	62.5
福岡県	6.8
佐賀県	0.9
長崎県	681.8
熊本県	1.3
大分県	0.7
宮崎県	13.4
鹿児島県	2.0
沖縄県	0.1
計	1863.6

(2) 大型魚

都道府県名	数量 (トン)
北海道	291.3
青森県	460.8
岩手県	48.3
宮城県	20.5
秋田県	28.5
山形県	9.6
福島県	1.0
茨城県	6.0
千葉県	22.7
東京都	14.5
神奈川県	6.1
新潟県	88.6
富山県	14.0
石川県	38.0
福井県	17.9
静岡県	11.8
愛知県	1.0

三重県	26.1
京都府	21.9
大阪府	1.0
兵庫県	8.7
和歌山県	14.2
鳥取県	6.0
島根県	23.3
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	23.0
徳島県	8.2
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	15.4
福岡県	7.2
佐賀県	6.0
長崎県	158.3
熊本県	6.0
大分県	6.3
宮崎県	14.6
鹿児島県	8.0
沖縄県	127.2
計	1,571.0

2 都道府県は、1の表の配分量のうち、小型魚及び大型魚ごとに、必要に応じて配分を留保し、その留保した数量を管理するものとする。

3 漁獲可能量の改定による1の表の改定

第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて同表を改定するものとする。

4 超過量の差し引き及び小型魚から大型魚への振替による1の表の改定

第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による配分量の変更がある場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合には、上表の配分量は当該変更を反映した量とする。

5 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の1の表の改定

第3の1の表に掲げるくろまぐろの第5管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、国は直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、1の表の配分量が消化されていない場合は、同表の配分量が当該公表時点の採捕数量と同等となるよう手続きを行うこととする。

6 配分量の融通による1の表の改定

1の表の都道府県と第4の大臣管理漁業の間の配分量の融通及び同表の都道府県間の配分量の融通について、関係者間で協議が調った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、同表の配分量は当該融通を反映した量とする。

7 留保の配分

留保から追加配分を行った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該追加配分を反映した量とする。

8 配分量の未利用分の繰越し

上表の配分量うち未利用分については、当初の配分量の5%を上限に翌管理期間に繰越しができるものとする。

9 水産政策審議会への報告

4から7までの規定により配分量が変更された数量となった場合は、その旨を水産政策審議会に報告するものとする。

10 都道府県の配分量の管理について

都道府県は当該都道府県の配分量を以下により管理するものとし、当該都道府県の計画に以下の管理の別を記載するものとする。

(1) 都道府県別管理

都道府県は各都道府県の配分量を超えないよう管理することを基本とする。当該配分量は資源管理法第4条第2項第3号に基づき採捕の種類別、海域別又は期間別に数量を配分し、管理することができ、この場合、採捕の種類別は、漁船漁業等と定置漁業に分けることが望ましい。

(2) 採捕数量報告について

都道府県は、くろまぐろの突発的来遊等により、採捕数量が急激に積み上がることも想定し、急激な採捕数量の積み上がりがあった場合には当日中に当該状況を把握し、これに応じた迅速な対応をとれる体制を整備する必要がある。そのため、あらかじめ1日当たり緊急に報告すべき数量の目安を漁業者との間で設定しておくものとする。

(3) 早期是正措置

- ① 都道府県は、資源管理法第4条に基づく都道府県計画において、早期是正措置として、都道府県の配分量又は1の(1)のなお書の配分量の7割を超える場合に取り組む管理措置を具体的に定めるものとする。
- ② 都道府県は、管理期間の経過に応じた採捕量の積み上がり状況を踏まえながら、原則として配分量の9割5分を超える場合、資源管理法第10条第2項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 大臣管理漁業別の管理について

大臣管理漁業別に以下の管理主体は大臣管理漁業の配分量を管理するものとする。

(1) 大中型まき網漁業

管理主体	管理内容
● 一般社団法人全国まき網漁業協会	● 操業海区別や月別等に配分を細分化して管理 ● 漁獲量の早期報告の徹底 ● 資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分量を超えないよう指導

(2) 近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業

管理主体	管理内容
● 一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 ● 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ● 一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	● 操業海区別等の漁獲管理を行うための適切な単位での配分量の細分化、混獲管理のための数量の配分（混獲が主の場合はやむを得ない混獲のみに限定）等を通じて管理 ● 漁獲量の早期報告の徹底 ● 資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分量を超えないよう指導

(3) 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

管理主体	管理内容
● 全国かじき等流し網漁業協議会	● 操業海区別等の漁獲管理を行うための適切な単位での配分量の細分化等を通じて管理 ● 漁獲量の早期報告の徹底 ● 資源管理法に基づく採捕の数量報告を通じて傘下漁業者の漁獲量をモニタリングし配分量を超えないよう指導

2 大臣管理漁業の採捕数量の公表等について

- (1) 国は各大臣管理漁業から報告のあった採捕数量を集計し、漁獲状況として水産庁ホームページに掲載する。
- (2) 各大臣管理漁業は以下のとおり採捕数量が積み上がった場合は、管理主体は速やかに国に一報の上、採捕数量の報告を行うものとする。

漁業種類	管理主体	報告基準
● 大中型まき網漁業	● 一般社団法人全国まき網漁業協会	● 1日1船団で50トンを超える量の採捕
● 近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	● 一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 ● 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 ● 一般社団法人全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会	● 1日1隻で2トンを超える量の採捕
● 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	● 全国かじき等流し網漁業協議会	● 1日1隻で0.5トンを超える量の採捕

- (3) 国は大臣管理漁業別に当該漁業の配分量を超えるおそれがあると認められるとき（配分量の7割を超えるときを基準とし、管理期間の経過に応じて判断するものとする）は資源管理法第8条に基づき当該採捕数量を公表するものとする。

3 大臣管理漁業の早期是正措置等について

- (1) 国は各大臣管理漁業の配分量の7割を超えるときを基準として、過去の採捕実績の状況を踏まえ早期是正措置をとるものとする。具体的には資源管理法第9条に基づき、各大臣管理漁業の管理主体を通じて漁業者に対し、助言、指導又は勧告を行うものとする。

事項	助言・指導等の内容
● 各大臣管理漁業の配分量の7割を超えるとき	● 輪番休漁等の漁業特性に応じた具体的な管理措置の実施を助言 ● ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分量の遵守状況を踏まえつつ助言
● 各大臣管理漁業の配分量の8割を超えるとき	● くろまぐろの生存個体は放流し、くろまぐろの採捕は混獲のみとして数量を最小限に留めることを指導 ● ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化

	して管理している場合は配分量の遵守状況を踏まえつつ指導
● 各大臣管理漁業の配分量の9割を超えるとき	<ul style="list-style-type: none"> ● くろまぐろを獲ることを目的とした操業は停止し、生存個体は放流、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告 ● ただし、操業海区別や月別等に配分を細分化して管理している場合は配分量の遵守状況を踏まえつつ勧告

(2) 管理期間の経過に応じた各大臣管理漁業の採捕数量の積み上がり状況から当該配分量を超えるおそれが著しく大きい場合は、資源管理法第10条第1項に基づき当該管理期間の末日までの間は採捕停止命令を行うものとする。

第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 都道府県から国に対する採捕数量報告

各都道府県は、採捕数量が積み上がった場合は、原則として漁業者から1日で1トンを超える採捕数量報告があった際に、速やかに採捕数量を国に伝達するものとする。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理

(1) 遊漁の管理は沿岸漁業者の管理に歩調を合わせていくことを基本とし、国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を行うことで管理する。

(2) 都道府県は管内漁業者へ管理の取組を指導した際は管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この際、当該都道府県は国に対し当該指導内容を速やかに伝達するものとする。

(3) 国は(2)の当該都道府県の指導内容を踏まえ、他都道府県の遊漁者及び遊漁船業者にも同様の対応を行うよう理解と協力を求めるため、水産庁ホームページに「都道府県別海域別の管理状況一覧」を掲載する。

(4) 特に遊漁者（プレジャーボート等）は利用者の実態が必ずしも明らかでないことから、都道府県と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

(5) 遊漁者による採捕数量は第5の都道府県別に定める数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令（資源管理法第10条関係）が出

された際は当該都道府県の水面で遊漁をする者も命令対象となる。

(6) なお、資源管理法による遊漁の管理のほか、関係海区漁業調整委員会において、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条の規定に基づく当該海区漁業調整委員会指示により、くろまぐろの採捕に関する制限又は禁止等の措置をとれるため、必要に応じた関係海区漁業調整委員会での議論を推奨する。

3 公平な配分や差引きのためのルールの見直しの検討

公平な配分や差引きのためのルールについては、その基礎となる採捕数量の集計・分析を行うとともに、地域や漁業種類別の遵守状況を踏まえたものとなるよう広域漁業調整委員会や水産政策審議会等の意見を聴き検討する。

4 配分量の融通ルール等の策定及び改善

国は、各大臣管理漁業及び各都道府県の配分量の遵守を原則とした上で、来遊状況等に応じて配分量の融通を促進するためのルールや手続きを定め、実施状況を踏まえて改善していくものとする。

5 調査・研究体制の充実

くろまぐろの保存及び管理をなお一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、現行の採捕数量の把握や資源に関する調査・研究体制の充実強化を更に進めることとする。

6 くろまぐろの管理に取り組む漁業者への支援

くろまぐろのより厳しい管理に取り組む漁業者を支援するため、漁業収入安定対策事業を活用するものとする。具体的には、資源管理指針・計画体制による強度資源管理タイプの資源管理計画の作成を推進する。

7 くろまぐろ管理の理解増進

くろまぐろの管理措置を適切に実施していくためには、同資源を利用している全ての漁業者が一丸となって、それぞれの漁業特性に応じながら取り組んでいくことが必要である。同時に流通加工業者や消費者等の幅広い方々の理解と協力も不可欠であり、水産庁ホームページの活用や例年開催している「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」等を通じて理解増進に努めるものとする。